

第49号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会規則第十二号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二評価基準表の部備考中第二項を削り、第三項を第二項とし、同表調整基準表の部自営協力の項を削る。  
別記様式第一号を次のように改める。

## 保育施設等入所(転所)申込書(兼長時間保育実施申込書)

文京区長 殿  
文京区教育委員会 殿

次のとおり保育施設等の入所(転所)及び幼稚園における長時間保育の実施を申し込みます。  
なお、児童・幼児が卒園し、又は退園するまで、入所の承諾又は長時間保育の実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報(同一世帯者に係るものを含む。)について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。

現住所	〒		電話番号(自宅)	申請日	
氏名(自署又は記名押印)		生年月日	児童との続柄	職業等	電話番号(携帯)
保護者①※	フリガナ				
保護者②	フリガナ				

※通知書等の郵送先の宛名は、保護者①に記入した方となります。

・園児の属する世帯の状況  
※保護者を除く、同一生計の方全員を記入してください(対象児童を含む。)。

申込児童に✓	氏名	生年月日	児童との続柄	年齢	性別	お子さんの学校名等
□	フリガナ					
□	フリガナ					
□	フリガナ					
□	フリガナ					
□	フリガナ					

希望する保育施設等	第1希望	延長保育の希望	希望保育時間	
	第2希望		区立保育所の月ぎめの延長保育を申し込みますか?	
	第3希望		<input type="checkbox"/> はい → 延長保育の申込書が別に必要です。 <input type="checkbox"/> いいえ	
	第4希望		※ 区立保育所は、1歳児クラス以上(根津保育園は満1歳以上)の児童が申し込みできます。	
	第5希望		※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。	

きょうだいで申し込む場合  希望する方に□を付けてください  ※右記以外の希望は、「きょうだい条件確認書」(区様式)を添付してください。	① 同じ月に入所(転所)できないとき	<input type="checkbox"/> 1人だけでも入所(転所)を希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
	② 同じ園に入所(転所)できないとき	<input type="checkbox"/> 別々の園でも入所(転所)を希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
	③ 同じ園に入所(転所)できるとき	<input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってもきょうだいが同園になることを優先する <input type="checkbox"/> きょうだいが同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する	
通園を希望する期間	から	小学校に就学する年の3月末日まで(又は卒園まで)	月末まで

付  
則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年教育委員会規則第五号） 新旧対照表

	改正後（案）	現行
第一条～第十三条（略）	第一条～第十三条（略）	
付 裁 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。	新設	
別表第1（第3条関係）（略）	別表第1（第3条関係）（略）	別表第1（第3条関係）（略）
別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）
評価基準表（略）	評価基準表（略）	評価基準表（略）
備考	備考	備考
1（略）	1（略）	1（略）
削除		2 保護者の状況が就労の類型に該当した場合は、当該保護者の勤務条件に相当する収入であるかを確認した上で基本指數を算定する。
		3 保護者が育児短時間勤務制度を利用することにより同制度により定められた当該保護者の勤務時間（以下「短縮された勤務時間」という。）が6時間に満たず、かつ、正規の勤務時間に比べて2時間を超えて短くなる場合は、短縮された勤務時間を基本指數を算定する。
	調整基準表	調整基準表
類型	細目	細目
区民	調整指數	調整指數
①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。	4	①文京区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者である。
②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又是在学する者である。	1	②文京区の区域外に住所を有し、区内に勤務し、又是在学する者である。
新規	新規	新規
生活保護	生活保護	生活保護受給世帯である。
ひとり親	ひとり親	①死別し、若しくは離婚した者、離婚に係る調停若しくは裁判を行っている者又は婚姻によらないで母若

改正後（案）		現行	
	②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。	②父又は母のみで保育しており、かつ、両親が別居中である。
多子	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。 ③多胎児である。	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。 ③多胎児である。	①兄弟姉妹が区内の認可保育所在園である。 ②小学校3年生までの兄弟姉妹がいる。 ③多胎児である。
障害	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。	①申込児が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者又は東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である。
	②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等	②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等	②保護者が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則第5条第3項に規定する障害の程度が1級から3級までのもの、東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度から4度までのもの若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等

	改正後（案）	現行
受託	級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合	級が1級から3級までのものである場合又は申込児の兄弟姉妹が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者若しくは東京都愛の手帳交付要綱第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者（これらに準ずる者を含む。）である場合
受託	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。	区長が別に定める施設又は事業を6月以上利用している。
待機	6月以上待機している。	6月以上待機している。
親族	同居親族及び協力親族がない。	同居親族及び協力親族がない。
失業者	主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に2失業したことにより、就労の必要性が高い。	保証者のいすれかが店舗内勤務の自営協力である。 主として生計を維持する者が申込みの日前3月以内に2失業したことにより、就労の必要性が高い。
育休明け	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、3育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹ともに申し込む場合に限る。）	育児休業取得前に区内の認可保育所に入所しており、3育児休業の終了に伴い、再度入所を希望する場合（兄弟姉妹ともに申し込む場合に限る。）
卒園児	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の	保育の対象を2歳児若しくは3歳児までとしている区内の認可保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等若しくはグループ保育室の卒園又は文京区家庭的保育事業における保育の提供（児童が3歳になる日の属する年の

改正後（案）		現行	
採用内定	年度末まで継続したものに限る。) の終了に伴う入所申込みである。	採用内定	年度末まで継続したものに限る。) の終了に伴う入所申込みである。
備考	(略)	備考	(略)
別記様式第1号（第5条関係）		別記様式第1号（第5条関係）	
別記様式第2号（第6条関係）	(略)	別記様式第2号（第6条関係）	(略)
別記様式第3号（第6条関係）	(略)	別記様式第3号（第6条関係）	(略)
別記様式第4号（第10条関係）	(略)	別記様式第4号（第10条関係）	(略)
別記様式第5号（第10条関係）	(略)	別記様式第5号（第10条関係）	(略)
別記様式第6号（第10条関係）	(略)	別記様式第6号（第10条関係）	(略)
別記様式第7号（第11条関係）	(略)	別記様式第7号（第11条関係）	(略)

## 保育施設等入所(転所)申込書(兼長時間保育実施申込書)

文京区長 殿  
文京区教育委員会 殿

次のとおり保育施設等の入所(転所)及び幼稚園における長時間保育の実施を申し込みます。  
なお、児童・幼児が卒園し、又は退園するまで、入所の承諾又は長時間保育の実施の許可、保育料の決定等のため必要な区が保有する個人情報(同一世帯者に係るものを含む。)について文京区長及び文京区教育委員会が確認することに同意します。

現住所	〒  _____	電話番号(自宅)		申請日 _____	
氏名(自署又は記名押印)		生年月日	児童との続柄	職業等	電話番号(携帯)
保護者①※	アリガナ _____				
保護者②	アリガナ _____				

\*通知書等の郵送先の宛名は、保護者①に記入した方となります。

園児の属する世帯の状況 ※保護者を除く、同一生計の方全員を記入してください(対象児童を含む。)						
申込児童に✓	氏名	生年月日	児童との続柄	年齢	性別	お子さんの学校名等
□	アリガナ _____					
□	アリガナ _____					
□	アリガナ _____					
□	アリガナ _____					
□	アリガナ _____					

希望する保育施設等	第1希望	延長保育の希望	希望保育時間 ~	
	第2希望		区立保育所の月ぎめの延長保育を申し込みますか?	
	第3希望		<input type="checkbox"/> はい → 延長保育の申込書が別に必要です。	<input type="checkbox"/> いいえ
	第4希望		※ 区立保育所は、1歳児クラス以上(根津保育園は満1歳以上)の児童が申し込みできます。	
	第5希望		※ 私立保育所については、入所内定後に直接保育所へお申し込みください。	

きょうだいで申し込む場合  希望する方に□を付けてください  ※右記以外の希望は、「きょうだい条件確認書」(区様式)を添付してください。	① 同じ月に入所(転所)できないとき	<input type="checkbox"/> 1人だけでも入所(転所)を希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
	② 同じ園に入所(転所)できないとき	<input type="checkbox"/> 別々の園でも入所(転所)を希望する	<input type="checkbox"/> 希望しない
	③ 同じ園に入所(転所)できるとき	<input type="checkbox"/> 希望順位が下位の園になってもきょうだいが同園になることを優先する <input type="checkbox"/> きょうだいが同園になることよりそれぞれの希望順位を優先する	
通園を希望する期間	_____	から	小学校に就学する年の3月末日まで(又は卒園まで) 年 月末まで